平成２２年（フ）第１７５９号
仙台市青葉区吉成２丁目６番７号
債務者　佐々木恵魅
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２１号
仙台市泉区南光台３丁目18番30号　ル・レーヴ203
債務者　舘下　和人
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４９号
仙台市泉区南光台南１丁目22番16号
債務者　小幡　晴男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５０号
仙台市泉区南光台南１丁目22番16号
債務者　小幡かづ子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６４号
仙台市泉区向陽台４丁目14番23号
債務者　田村　和幸
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９３号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目37番15号　岩城コーポ202
債務者　濱野　隆久
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１５号
仙台市太白区長町６丁目11番14―404号
債務者　布田　義弘
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３０号
仙台市若林区沖野６丁目５番３―106号
債務者　栗原　賢二
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
福島市飯野町字経檀43番地
債務者　松本　年蔵
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８６号
福島市伏拝字沼ノ上２番地の600　コーポ朋美201
債務者　二階堂　章
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９４号
千葉県船橋市前原西８丁目４番15号　ハイツＹＫ101号
債務者　岩渕　和夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０３号
千葉県浦安市今川４丁目12番20―３号
債務者　元井健太郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１５号
千葉市中央区浜野町1214番地５　シティハイムコーポ長嶋102号
債務者　濱嶋　暁子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５０号
千葉市中央区祐光４丁目25番10号　ピースハイツ103号
債務者　柴田　貴義
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７７号
千葉県市川市相之川２丁目６番26―105号　ドミールＮ
債務者　鈴木　　清
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
富山県黒部市三日市77番地２　セジュール三日市Ｃ棟201号、前住所富山県魚津市横枕529番地４
債務者　松田　俊行
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第６３３号
金沢市七ツ屋町ニ53番地　パートハイツ3101号室、従前の住所金沢市北安江２丁目25番12号
債務者　北村　正己
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所